

## 加茂市いじめ防止基本方針（一部改訂）

### はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

そのため、いじめへの対応は、学校における最重要課題の一つと捉えて、全ての学校が全力で問題の克服に取り組まなければならない。

また、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは決して許されない」「いじめほどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」との認識をもち、それぞれが役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙しなければならない。

### 1 基本方針策定の意義

加茂市いじめ防止基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、加茂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、加茂市立小・中学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

### 2 定義

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物質的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物質的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。そのため、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度などを養うことが必要である。

### 4 学校における取組

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめ防止基本方針及び県いじめ防止基本方針、加茂市いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定めることとする。

#### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くこととする。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### ア いじめの防止

学校は、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。そのため、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学級風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、全ての児童生徒にとって分かる授業を行うための授業改善に積極的に取り組む。

#### イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知する。

そのため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えいじめの実態把握に取り組む。

#### ウ 重大事態を起こさないための対策

学校は重大事態に至る前、すなわちトラブルや心配な状況を確認した段階から、教育委員会に報告する。学校と教育委員会が共に状況改善に向け、同時に関係児童生徒はもちろんのこと、関係保護者と協力し合って最善を尽くす。また同時にこの段階から市長に報告し支援を受ける。

このようにして重大事態を招くことのないようにし、児童生徒の安全を確保する。

#### エ 重大事態への対応

ウの項目で対応しても、なおかつ重大事態が生じた場合には、市長と教育委員会でその対応に当たる。

## 5 教育委員会における取組

### (1) 日常的な学校支援

いじめ防止等の取組に関して学校訪問等を通じて指導・助言を行う。

### (2) いじめの実態把握

各学校のいじめの発生状況や対応状況を調査・把握し指導に生かす。

### (3) 関係機関との連携

必要に応じて、警察、児童相談所、民生・児童委員、保護司会等、健全育成に関わる関係機関や専門家と連携し学校を支援する。

### (4) 教員研修

いじめの問題の理解と対応について、教員研修を実施する。

### (5) 啓発活動

いじめの問題の理解と対応について、保護者や関係機関等への啓発を行う。

### (6) 教育相談

電話・来所によるいじめの通報や相談に対しては、担当が即時に対応をする。

### (7) 重大事態発生時の対処

重大事態の発生を市長に報告し、調査を行う主体や対策について判断する。

## 6 重大事態への対処

重大事態とは以下の場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められているとき。
- その他、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点での学校の捉えによらず、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

教育委員会又は学校は、事案の全容解明と同様な事案の発生防止を図るために、いじめを受けた児童生徒や保護者の心情に十分配慮しながら調査を行う。

### ①調査の主体・組織

市長と教育委員会が協議して、決定する。

### ②事実関係を明確にするための調査の実施

ア 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

ウ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査する。

エ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

オ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すために全力を尽くす。

### ③いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供

ア 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対して説明する。

イ 教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供する。

ウ アンケート調査等の実施により得られた情報は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明しておく。

### 付則

この方針は、平成28年12月2日から施行する。

平成30年11月9日 一部改訂

令和4年5月10日 一部改訂